

友綱部屋後援会 会則

第1条(名称)

本会は『友綱部屋後援会』とする。

第2条(事務局所在地)

本会の事務局を東京都墨田区業平3丁目1-9 友綱部屋内に事務局を設置するものとする。

第3条(目的)

本会は、友綱部屋の発展と力士育成を支援し、会員相互の親睦、所属力士との交流を深めることを目的とします。

第4条(組織と運営)

- 一. 本会の組織は、会則に賛同する個人及び法人会員で組織し、会員の任意により、東京地区、名古屋地区、大阪地区、九州地区いずれかに所属します。
- 二. 一に挙げる4地区以外に後援会組織を発足する場合は、友綱部屋が定める諸条件を受け、友綱親方が公認します。
- 三. 本会の運営は、会費、寄付金をもとに運営します。

第5条(役員)

- 一. 本会の組織役員は、友綱親方が任命、決定いたします。
- 二. 各地区に理事、幹事役を配置し、友綱親方が任命いたします。

第6条(事業活動)

本会は友綱部屋支援のため、友綱親方承認のもと、下記の事業活動を友綱部屋と共に各地区の役員で企画運営し、会員はそれらに参加する資格を有します。

- 一. 千秋楽打ち上げ、各種パーティー等の開催(激励会、親睦会等)
- 二. 会員特典の作成、配布
- 三. オリジナルグッズの作成、販売
- 四. 成績優秀力士への表彰

第7条(会員資格)

本会則に同意した個人または法人で、反社会的勢力及びその関係者でない方、また第10条に基づく退会処分を受けていない方とします。

第8条(会費)

- 一. 本会の会費は、会員一口15,000円とし、複数口の申し込みを可能とします。
- 二. 入会の有効期限は1月1日より12月31日の1年間とし、入会は随時受付とします。

第9条(会員特典)

- 一. 大相撲カレンダー(年1回)、年6場所の番付送付
- 二. 千秋楽打ち上げ、各種パーティー等のご案内送付(実費参加)
- 三. 会報の送付
- 四. 入会時、部屋オリジナル記念品の進呈

第10条(禁止事項)

会員が以下の事由のいずれかに該当すると判断する場合、本会の判断にて退会させることが出来ます。

- 一. 公序良俗に反する行為を行った場合
- 二. 犯罪行為等、法律に反する行為を行った場合
- 三. 本会の会則に違反し、本会の名誉、信用を著しく毀損した場合
- 四. 他の会員または友綱部屋関係者の著作権や肖像権、プライバシー等を侵害した場合
- 五. その他本会が不適切と判断する行為があった場合

第11条(退会)

- 一. 入会より1年後の更新手続きがない場合、退会の意思といたします。
- 二. 退会による既納の年会費の返還はしないものとする。

第12条(その他)

- 一. 本会員は、「友綱部屋」の発展のため、新弟子発掘にご協力お願い致します。
- 二. 会則の変更、改訂に関しては友綱親方の承認を得るものとする。